

ETC 専用カード利用特約**第1条 (本特約の趣旨)**

本特約は、会員が ETC 専用カード（以下「ETC カード」という）を利用する場合の規約を定めたものです。会員は、本特約を承認し、別途道路事業者が定める ETC システム利用規程及び関係法令を遵守します。

第2条 (定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義します。

- ①「ETC カード」とは、道路事業者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払のためのカードをいいます。
- ②「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村等の道路設備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、当社が株式会社ジェーシービーを通じクレジットカード決済契約を締結した有料道路事業者をいいます。
- ③「ETC システム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETC カード、車載器及び道路事業者設置の路側システムを利用して、料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動收受するシステムをいいます。
- ④「ETC カード」とは、車載器に挿入して車載器を作動し、通行料金支払に必要な情報を記録するカードをいいます。
- ⑤「車載器」とは、ETC 利用者が ETC システム利用のため車両に設置する通信を行うための装置をいいます。
- ⑥「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、車載器との無線通信により、料金情報を授受する装置をいいます。

第3条 (ETC カードの貸与と取扱い)

- (1) 当社は、当社の発行するクレジットカードを保有する本人会員が当社所定の方法により ETC カードの発行を申し込まれたときは、当社が適格と認めた方に、当社が認めたクレジットカード（以下、「親カード」という）に追加して、ETC カードを貸与します。ETC カードを貸与された会員は、ETC システムにおいては、親カードの決済機能を利用することができます。
- (2) ETC カードの所有権は、当社に帰属します。ETC カードは会員のみが利用でき、他人に貸与し、譲渡し、質入れし、又は担保提供することは一切できません。
- (3) 前項に違反し、第三者による ETC カードの使用が発生したことによる損害は、すべて本人会員の負担となります。
- (4) 車を降りる際、ETC カードは車内に放置せず、必ず携帯するものとします。これに違反し、盗難に遭った ETC カードの不正使用による損害は、すべて本人会員の負担となります。

第4条 (年会費)

年会費は、本人会員の負担とし、年1回当社の定める月に徴求されます。ただし、当社が認める場合は、免除されます。なお、年会費は、理由のいかんを問わず、返還されません。

第5条 (ETC カードの利用方法)

- (1) 会員は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法でその料金所を通過することにより、ETC カードでの通行料金の支払ができます。
- (2) 会員は、前項の規定にかかわらず、道路事業者所定の料金所において、ETC カードを提示して、通行料金の支払を行うことができます。

第6条 (ETC カード利用代金の支払方法及び利用限度額)

- (1) ETC カードの利用代金支払方法は、会員規約に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払います。
- (2) ETC カードの利用可能額は、親カードの利用可能枠の範囲内とします。
- (3) 当社の利用代金の請求は、道路事業者の請求データに基づきます。もし、道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決し、本人会員は、当社への支払義務を免れません。

第7条 (ETC カードの再発行)

ETC カードが紛失、盗難、毀損、滅失等によりご利用いただけなくなった場合、本人会員が当社所定の手続きをとり、当社が認めた場合にのみ、ETC カードを再発行します。なお、再発行には、別途 ETC カード再発行費用がかかります。

第8条 (ETC カードの有効期限)

- (1) ETC カードの有効期限は当社が指定するものとし、ETC カード表面に表示された年月の末日までとします。
- (2) 当社は、ETC カードの有効期限までに脱会の申出のない会員で、かつ、当社が引き続き会員と認める場合、有効期限を更新した新たな ETC カード（以下「ETC 更新カード」という）を発行します。
- (3) 会員は、ETC 更新カードの送付を受けたときは、従前の ETC カードを有効期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において直ちに切断の上、破棄します。
- (4) ETC カードの有効期限内における ETC カード利用代金の支払については、有効期限後といえども、本特約が適用されます。

第9条 (カード会社の免責)

当社は、ETC カードのご利用代金の決済に関する事項を除いて、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負いません。

第10条 (規約の変更)

当社は、本特約を変更する場合、あらかじめ本人会員に変更事項を通知するか、又は当社ホームページの該当箇所に掲載します。

なお、会員は、通知書到達後又は当社ホームページ掲載後に ETC カードを使用したときは、変更内容を承認したものとみなされることに異議ありません。

第11条 (その他)

本特約に定めない事項については、親カードの会員規約に定めるところによります。

ケッコーライン利用特約**第1条 (本特約の趣旨)**

本特約は、会員がケッコーライン（以下「本サービス」という）を利用する場合の規約を定めたものです。

第2条 (本サービスのご利用方法)

- (1) 本サービスは、当社所定の日までに本人会員が申出を行い、当社が認めた場合にご利用できます。
- (2) 本人会員からのお申出があった場合、自動的に家族カードのご利用分も本サービスの対象となります。

第3条 (本サービスの適用)

本サービスは、「ショッピングリボ・分割枠」の残枠内に収まる「1回払い」及び「リボ払い」のご利用分が対象となります。分割払い及びキャッシングのご利用分は、本サービスの適用外となります。

第4条 (利用代金の支払方法等)

- (1) 本サービスをご利用の場合、家族カードご利用分を含む月間の「1回払い」及び「リボ払い」の支払金額のうち、申込時に設定した指定金額を超えた分が翌月以降に繰り越され、リボ払いの包括信用購入あっせんの手数料と同率の手数料がかかります。また、リボ払いの包括信用購入あっせんの手数料及び遅延損害金については、会員規約第Ⅱ章第4条及び第5条を参照ください。
- (2) 前項の指定金額は2万円、3万円、5万円、7万円、10万円又は20万円の中から選択いただけます。
- (3) 本サービスが適用される新規ショッピングご利用分は、ご利用日から起算して初回に到来する約定支払日まで、リボ払いの包括信用購入あっせんの手数料はかかりません。

第5条 (ショッピング利用時の支払方法について)

- (1) ショッピングご利用時は「1回払い」又は「リボ払い」をご指定ください。自動的に本サービスが適用となります。
- (2) 分割払いを指定した場合は、その指定の支払方法となります。

第6条 (本サービスの解除)

- (1) サービスを解除する場合は、当社所定の日までに、本人会員からの届出が必要となります。
- (2) 解除時に請求が確定していない債権に関しては、ご契約時の支払方法でご請求いたします。
- (3) 解除時に既に支払が開始している債権に関しては、以降のお支払は、リボ払いとなります。